

菟川辺地総合整備計画の変更について

平成29年2月13日
市長公室
玉山総合事務所

菟川辺地総合整備計画（平成28年3月に策定）に位置付けている、「菟川地区公民館整備事業」の事業費及び辺地対策事業債の予定額を変更する必要があるため、計画の一部を変更するものである。

1 菟川辺地総合整備計画の変更

(1) 菟川地区公民館整備事業の見直し

菟川地区公民館整備事業の見直しについては、**別紙1** のとおり。

(2) 総合整備計画の変更

菟川辺地総合整備計画の変更については、**別紙2** のとおり。

(3) 議決の変更

辺地総合整備計画の変更については、議会の議決が必要であることから、3月市議会定例会に提案するもの。

2 今後の予定

平成29年2月 市議会定例会へ議案を提出

3月 議会の議決

藪川地区公民館整備事業の見直しについて

1 これまでの経緯

平成26年3月の外山小学校及び藪川中学校の閉校に伴い、今後の藪川地区の地域コミュニティの中心となる施設を整備するため、旧外山小学校校舎等を解体し、当該学校跡地に藪川地区公民館を移転新築（木造平屋建て 延べ床面積250.29㎡）することとし、辺地総合整備計画に位置付けている。

2 見直しの内容

当該事業は、平成28年度に実施した実施設計業務委託により、次の3点について変更する必要があることから、事業費67,489千円、辺地対策事業債65,600千円を増額する。

- (1) 外構（舗装）整備において、当初、カーポートを公民館脇に設置し、公民館周辺部のみの舗装を予定していたが、冬期間の国道への出入りが容易な場所にカーポートの設置場所を変更したことや、除雪の利便性など地元との協議を経て再検討した結果、舗装面積を拡大することとしたことなどから経費が増加したものである。
- (2) カーポートの仕様について、実施設計により積雪荷重等検討した結果、当初予定していた屋根と支柱のみのもものでは、豪雪地における使用に耐えないと判断し、倉庫状の車庫とすることとしたことから、経費が増加したものである。
- (3) 校舎等解体設計のための建物調査の結果、建物の基礎部分、屋上置屋根及び汲み取り便所便槽の解体撤去費用、アスベストの処理費用等経費が増加したものである。

3 藪川辺地総合整備計画の変更（事業費・辺地対策事業債）

（単位：千円）

区分	現計画①		変更（案）②		増減 ② - ①	
	事業費	辺地債	事業費	辺地債	事業費	辺地債
市道	424,300	208,700	424,300	208,700	0	0
公民館その他集会施設 小計	186,797	184,700	254,286	250,300	67,489	65,600
藪川地区公民館整備 事業	159,000	157,000	226,489	222,600	67,489	65,600
岩洞生活改善センタ ー大規模改修事業	27,797	27,700	27,797	27,700	0	0
消防施設	10,576	10,100	10,576	10,100	0	0
合計	621,673	403,500	689,162	469,100	67,489	65,600

※変更箇所は、太枠で表示。

総合整備計画書

岩手県 盛岡市 藪川辺地

(辺地の人口 257人 面積 131.9km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 字末崎川, 町村, 日向, 逆川, 橋場, 外山, 亀橋, 大の平
- (2) 辺地の中心の位置 盛岡市藪川字大の平54番地1
- (3) 辺地度点数 177点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、山あいには散在する農林業を基幹産業とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 市の中心地への移動経路は、国道 455号のみであることから、地区住民の交通の利便性を向上させるため、補助幹線道路の改良整備を行う必要がある。また、凍上等により破損が著しい側溝を改修する必要がある。
- (2) コミュニティ活動の活性化等を図るため、老朽化の著しい公民館その他集会施設を整備する必要がある。
- (3) 火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう、老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	盛岡市	424,300	215,600	208,700	208,700
公民館その他 集会施設	盛岡市	254,286		254,286	250,300
消防施設	盛岡市	10,576		10,576	10,100
合計		689,162	215,600	473,562	469,100

※変更箇所は、太枠で表示。

(参考)

新旧対照表

旧						新					
3 公共的施設の整備計画 平成28年度から平成32年度までの5年間 (単位：千円)						3 公共的施設の整備計画 平成28年度から平成32年度までの5年間 (単位：千円)					
施設名	事業	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業費の 予定額	施設名	事業	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業費の 予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
市道	盛岡市	424,300	215,600	208,700	208,700	市道	盛岡市	424,300	215,600	208,700	208,700
公民館その他集会施設	盛岡市	186,797		186,797	184,700	公民館その他集会施設	盛岡市	254,286		254,286	250,300
消防施設	盛岡市	10,576		10,576	10,100	消防施設	盛岡市	10,576		10,576	10,100
合計		621,673	215,600	406,073	403,500	合計		689,162	215,600	473,562	469,100

(参考) 辺地総合整備計画について

1 辺地総合整備計画の目的

法に基づき、辺地総合整備計画を策定し、財政上の特別措置を活かしながら、辺地において公共的施設を総合的、かつ、計画的に整備し、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ろうとするものである。

2 辺地の定義及び要件

(1) 定義（法第2条第1項）

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているもの。

(2) 辺地の要件（法施行令第1条）

辺地の中心^(※1)を含む5km²以内の面積の人口が50人以上であり、かつ、総務省令で定める辺地度点数^(※2)が100点以上であること。

※1 辺地の中心 固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3㎡当りの価格が最高の価格である地点

※2 辺地度点数 駅又は停留所、小・中学校、医療機関、郵便局、市役所等までの距離が遠隔であるなど、当該地域について算定されたへんびな程度を示す点数

3 財政上の特別措置（法第5条、第6条）

辺地総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に要する経費について、辺地対策事業債（充当率は原則として100%）を充てることができる。

また、辺地対策事業債の元利償還金の80%に相当する額が、地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に加算される。

4 辺地総合整備計画全体計画（事業費、辺地対策事業債の予定額等）

現在の計画では、8辺地、15事業に対し、事業費約13億 5,900万円、辺地対策事業債9億 540万円を予定している。

菺川辺地総合整備計画を変更することにより、市全体では、8辺地、15事業に対し、事業費約14億 2,700万円、辺地対策事業債9億 7,100万円を予定するものである。

区域	辺地	計画期間	現計画			変更（案）		
			事業数	事業費 (千円)	辺地債 (千円)	事業数	事業費 (千円)	辺地債 (千円)
玉山	姫 神	H28～32	2	62,859	47,200	変更なし		
	前田高木	"	1	30,000	13,400			
	玉 山	"	2	295,500	133,800			
	上 日 戸	"	2	180,100	138,800			
	菺 川	"	5	621,673	403,500			
	計		12	1,190,132	736,700	12	1,257,621	802,300
盛岡	新庄・浅岸	H25～29	1	5,738	5,600	変更なし		
	築川・川目	"	1	36,168	36,100			
	大ヶ生・乙部	"	1	127,000	127,000			
	計		3	168,906	168,700	3	168,906	168,700
	合計		15	1,359,038	905,400	15	1,426,527	971,000